

第4回公契約に関する協議会議事録

審議会等名称 第4回公契約に関する協議会
開催日時 令和6年3月22日（金曜日）14：00から16：30
開催場所 県庁新庁舎8階議会第4会議室
出席者 ◎小池 治 横浜国立大学名誉教授
（会長◎） ○小島 周一 弁護士
（副会長○） 矢口 寛志 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会副会長
山本 善一 一般社団法人神奈川県建設業協会副会長
阿部 嘉弘 日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長

議事

- 1 傍聴及び写真撮影の諾否の決定
- 2 報告書（案）について
- 3 意見交換等

議事経過

- 1 傍聴及び写真撮影の諾否の決定
- 2 報告書（案）について

小池会長

それではこれから協議会を開催したいと思います。資料ですがお手元には資料1、協議会報告書（案）というものと、資料2これまでの第1回、第2回、第3回の発言の要旨をまとめたものがあると思いますが、ご確認ください。

本日はですね、前回の協議会の最後に、私の方でたたき台をご用意し、それを議論していただきたいということを申し上げました。

この資料1というのが、この協議会の報告書の案であります。この報告書の構成、1、2、全体まとめ、その中から、現状認識、県のこれまでの取組、協議会での議論、そしておわりになりますけれども、この構成に沿って、項目ごとに、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

それでは、まずこの報告書を案について事務局から報告ご説明をお願いいたします。

調達課長

はい。ご説明させていただきます。

それでは公契約に関する協議会報告書案の概要について説明させていただきます。まず初めにこちらの報告書案については、議事録を確認した上で、基本的には各委員の共通認識部分について記載しておりますが、あくまでも今回の協議会でのたたき台として作成しております。

私どもが各委員の認識を酌み取りきれていない部分もあるのではないかと存じますので、

そういった点を含めて、この第4回協議会で議論していただければ幸いです。

まずは1ページ、ローマ数字Ⅰ、はじめにということで、主に開催経過を記載しています。

具体的には、平成25年度に開催され、当時の協議会が県に提出した報告書では、公契約条例の導入についての意見の一致は見られなかった。

それから10年が経過し、賃金や労働環境が大きく変化していることから、令和5年9月から、前回と同様の委員構成により、協議会の議論をスタートしたと記載しています。

続きまして、ローマ数字Ⅱ、全体まとめです。その中の1現状認識として、10年前の協議会以降の変化について、1ページ下段から2ページにかけて記載しております。

具体的には、労働者の賃金環境の変化、生産年齢人口の減少による人手不足、そして公契約条例についても、前回の協議会の開催時から、

賃金条例と理念条例の制定状況などについて記載しているところです。

次に、2ページ下段から3ページ上段にかけて、2として、県のこれまでの取り組みについて記載させていただきます。

10年前の協議会で指摘された入札契約制度の見直し、一般業務委託の積算等のルール化、賃金実態調査の実施、先行自治体の運用状況調査の4つの課題について、県がどのように取り組んできたかについて記載しているところです。

次に3ページ中段で、「3協議会での議論」として、まずは賃金条例について記載しております。

10年前の協議会では、賃金条例の必要性が議論の中心だったが、今回の協議会では賃金条例による賃上げを目指す状況にはないということを確認していただいております。

次に3ページ中段から4ページ中段で、理念条例についてです。

4ページ中段で、理念条例の制定については、理念条例を制定し、県が県民、事業者人公契約を通じて方向性を示すことに意味があるとする意見や、2024年問題への対応に事業者が取り組んでいる山場のときで、今ではないなどといった意見があったと記載させていただいています。

次に4ページ中段から下段にかけてです。社会的課題への取り組みについてですが、

条例の必要性については、意見が分かれたものの、県として新たなルールが必要という点では意見が一致した。そのルールの内容については、SDGsなど、県の政策課題への取り組みと公共調達を結びつける、すでに県が取り組んでいる入札制度を通じた社会的課題の解決の取り組みをさらに前に進める方針を明文化すべき、政策課題への解決に向けた取り組みについては別の場で議論すべき、真面目な事業者が報われるような入札制度を見直して欲しいなどといった多様な意見があったと記載しております。

次に5ページです。「4おわりに」として、議事録を基にした案と、新しい公共調達の案という2本を併記させていただいています。

議事録を基にした案は、議事録を確認し、これまでの各委員の共通認識になっているのではないかとこのところで記載させていただいています。

また、新しい公共調達の案は、これまで議論していない部分も含んでおりますが、先進的先鋭的なものとして作成しております。

次に6ページ以降についてですが、「Ⅲ意見の概要」として、協議会で出た意見の要旨をまとめています。

なおこの協議報告書案の流れは、平成 25 年度の協議会が提出した報告書の流れと同様となっています。

以上をもちまして、報告書案の概要の説明とさせていただきます。

小池会長

はい、ありがとうございます。それではこれから、委員の皆様方と、この報告書案の構成に沿って、1 つずつご意見を伺いたいと思います。

すでに文書でもって阿部委員と小島委員からは、ご意見を提出いただけていますけども、その時にご発言いただければと思います。

他の委員の皆様方も、ご自由にご発言ください。まず初めの 1 章についてですけれども、いかがでしょうか。

よろしいですかね。イントロは。

では事務局の方からどうですか。特によろしいですか。

調達課長

はい。

小池会長

では、全体まとめ「1 現状認識」についていかがでしょうか。この部分については、阿部委員から意見が出ておりますけれど。

ここはないですか。

阿部委員

はい。

小池会長

小島委員もこのところは、

小島委員

特にはないです。

小池会長

事務局の方どうですか、この現状認識の部分については、

調達課長

はい。特にありません。

小池会長

この辺は、この協議会でも報告があったところでもあります。

続いて、2 のところ行きましょうか。県のこれまでの取り組み。

では、山本さん

山本委員

その一番、3ページの県の取り組みの最後の方なんですけど、最後の4段ですね、女性活躍推進の取組、環境への配慮などを評価し加点するなど、公契約を通じて様々な社会的課題の解決に取り組んでることが確認されたということで、これ入札制度であって、公契約とはちょっと関係ないんじゃないかなというふうに、思うんですけど。

小池会長

事務局いかがですか。

調達課長

こちらについては、入札制度の中で確かに実施しているのですが、こちら、入札制度より大きなところで公契約というようなところで、作らせていただいたという認識です。

山本委員

その僕が認識してるのは、業界としては、もうここで公契約っていう言葉が、出ること自体が、ちょっと拒否反応があるとかね、今現状の県はもうこれは取り組みとして、もうこの公契約という制度というものが、もう認識されちゃってるのかなっていうふうに思っちゃうわけですよ。

小島委員

よろしいですか。公契約自体はすでにあるものだと思います。

要するに、入札制度、もちろんあります。そこで、入札に応じて、様々な基準等もクリアし、落札をした業者さんが現れますよね。その方とは公契約を結んで初めて発注ということになるわけですから。だから、おそらくそういう趣旨なんだろうとは思うんですね。

何か公契約条例作ることが所与の前提とかそういう深読みをしてしまったのかなと思ったんですが、これはそういう趣旨ではないと思います。

入札制度を通じて締結する公契約、その全体を含んで表現されてるのかなと私は理解したので、特に意見はありません。

山本委員

ちょっとそこ、こういう立場にいるんでそういうふうに思い過ぎちゃうのかもしれないですけど。

小池会長

入札制度（公契約）でもいいかもしれないですね。

小島委員

いずれにしても最終的に法的に見るとですね、入札をした上でやっぱり公契約を結んで初

めて発注ですね、実際に工事なり請負業務に携わっていただくということになりますので、そういうものとして共通理解すればよろしいのかなと思いました。

山本委員

今会長おっしゃった入札契約制度、入札制度っていうことを入れていただければいいですけど、そこはちょっとご検討いただけたら。

小池会長

はい。お気持ちはわかります。

矢口委員

よろしいでしょうか。

2ページの下段の方の、我々のところに関わる清掃業務や警備業務委託の積算基準を定めたということで、仕様がかわらないのに毎年予定価格が下がるとの問題は解消され、というのを確認されたというふうになっていることは事実ですが、それはほとんどが事実ですけれども、例えば、WTOには最低制限価格ないですし、それで実際に数年前の県庁の入札では前の予定価格の半分で落札されていますし、そういうこともあるので、ほぼ解消だったらわかるのですが、だから全くこれだと何か完全に解消されたようにちょっと読めてしまうので、そこは少し、ちょっと幅を広げた表現にさせていただいた方が助かる。

小池会長

いわゆる低価格入札ってあるんですか。

矢口委員

あります。ほとんどなくなりましたが、たまにあります。ですから、完全にこれだと何か完全に解消されて、もう今こういうような予算を立てていると読み取れてしまいますので、ほぼ解消されたという。解消していることが確認されたらいいんですけども。

小島委員

私、第2回の矢口委員のご発言の中でも、やっぱり改善されてきてるけれども、ダンピングで受注される事業者さんが本当になくなってのかなっていう懸念も常にありますという、現在進行形でのご発言いただいているので、そういう意味では、質をちゃんと確保して、かつそこで働いてる方の労働環境も本当に配慮した業者にもう全部になりましたという評価は少し過大なのかなというふうに感じます。

小池会長

「かなり改善されてきた」ぐらいの感じですかね。

矢口委員

そうですね。改善をされてきたというのは、事実だと思います。ただやっぱりまだ、我々

から見ると、完全ではないという感覚です。

小池会長

今のところはよろしいですか、事務局の方は。

調達課長

はい。完全解消ではないという、

矢口委員

ご努力によって、かなり良くなったのは事実でございます。

調達課長

そこは引き続き努力させていただきます。

小池会長

かなり改善ぐらいでいいかもしれないですね。

この間、県のSDGsパートナーという制度を見ていたら、ビルメンテナンス業界の方では、何とかって言う企業がビルメンテナンスのときに環境にやさしい洗剤を使ったということで表彰されていてやっぱりこういう努力はされてるわけですよ。

矢口委員

当社も確か結んでいたというような気がするのですが、例えば、剥離剤を使わないやり方だとか、水研磨でやる方法とかこういうやり方で実はやっていたりとかして、廃液の残渣をリサイクルして、嘔吐物処理に変えているとかそういうことをやっていたりとかしますが、そんな大変な難しいことじゃないのですが、なかなか、変えるというのが苦手なのかもしれませんけど。

小池会長

より質の高いサービス提供すると、どうしても価格はある程度上がるんじゃないですか。でも今の話だと、そういう部分よりも安いところに行ってしまいたいな、そういう話になるんですかね。

矢口委員

そうですね。そこすらやらない会社という安いところに行ってしまうケースですよ。

山本委員

材料費が、ていうか粗悪な。

矢口委員

本庁舎の執務室内を見ていただくとわかると思います。えっというところもありますので、

見ていただけるとこれはわかります。

我々が出しているスペックが入っていないのか、その業者がやらなかったかっていうのはちょっと定かではありませんけども、我々、綺麗にしたい側から見ると気持ちが悪いというところがある。でもそういう努力とかは、我々もそうやって、確か県と結んでいますけど、極力、環境に配慮したものを使っています。

小池会長

ここに書いてある「積算基準を定めた」の積算基準ですが、本当にそういういい仕事をす業者にとって、納得のいく積算基準があるかどうかというのはね、やはり心配ですよ。

矢口委員

ただ、価格もかからないように我々も努力していますし。

小池会長

そうですか。

矢口委員

もちろん。先ほど言った通り洗剤使わなければ、洗剤にかかる費用はないですから、水で研磨すれば機械は買わなきゃいけないですけど、材料は水で済みますし。

山本委員

いやそれは環境にやさしいですよ。

矢口委員

そういうやり方で、実は当社特許を取っていたりします。

山本委員

そうですか。素晴らしい。

小池会長

これ価格だけの話になっている。

矢口委員

そうですね。それと、この部分についてはでも従来通りの仕様で見ると、仕様通り本当にできる値段なのかなっていう懸念はよくありますよね。

小池会長

はい、ありがとうございます。この部分は他よろしいですか。

3のところいきましょう、協議会での議論。

まず初めに「賃金条例について」というところで、ここですね、阿部委員からご意見が出

されたのは。

阿部委員

2行目の「都道府県では」というところ以降から、「認識した」という最後のところまでを対象ということだと思いますが、結論から言うと、「今日時点では」という表現やフレーズが必要だというように追記をお願いできればと思っています。というのも、確かに今、大幅な値上げ基調もあって、大企業では5.28%が現在の賃上げ集計です。ただ中小企業の方では、大企業ほどの引き上げ額ではないものの、私たち連合の中の調べだけでも、実は要求した水準よりも、平均要求額よりも、今、回答が出されてる回答水準の方が高いんです。

どういうことかという、これから6月末までどんどん中小企業の皆さんたちの交渉が終わって、公表がされてくると、どんどん下がってくることになると思います。

従って、企業規模間格差が、今年も残念ながら、開いてしまうだろうなという、もう見通しが立ちちゃってるという状況になっています。

3月6日の政労使会議にも出させていただいたんですけども、そこでもその中小企業の経営者団体の皆さんたちが申されていたのが、現時点での中小企業の皆さんたちの賃上げが、業績に基づいた賃上げにはなっていないんだと。全然それを超えて、人材流出防止や人材確保のために、彼らの言葉を借りれば防衛的賃上げ、こうしているにすぎないんだと、このような表現を主張されていたのを非常に鮮明に覚えていまして、そういう意味では、何年も続かなくなってしまうという危機感を覚えました。

そういうことを考えますと、確かに様々な制度も走ってきていますし、業法の改正などもあったり、労働者をそれこそ賃金面を救済していく仕組みも私は実感しています。山本委員からもご教示いただいたような建設キャリアアップシステムなどもあって、そういったところをより進めるといのは私たちも全く同じ気持ちなので、現時点においては確かに、声高に賃上げ、賃金条項といったものをここに置かなければならないんだという理屈については、10年前と比べれば薄いと。

ただしそれは先ほど言った危機感を私たちが持つ以上は、現時点において、この時点の判断ではといったところにやっぱり止めて欲しいというのが、私たち労側からの今日時点の意見ということになりますので、賃金条例については、まずその修文をお願いできればなというふうに思っています。

小池会長

ということは、この一番最後のところですかね、「賃金条例により、賃上げを目指す状況にはないことを認識した」の前のところに、「今日時点では」といれると。

阿部委員

はい。

小池会長

どうですか、小島委員。

小島委員

私はちょっとこの部分の表現が不正確ではないかという認識を持っているんですね。というのは、いわゆる賃金条項の入った公契約条例という、賃金条例という表現はそういう意味で使っておられると思うんですけど。いわゆる賃金条項というのは、それで賃上げを目指すためでは、私はないという認識なんです。

というのは、積算労務単価が一応ありますよね。賃金条項が入っているような公契約条例というのは、大体積算労務単価の少なくとも7割はちゃんと現場で働いてる方に払ってくださいよと、契約上約束するというですね、そういう条項なわけなので、そういう意味では、公契約条例の賃金条項というのは、賃上げを目指すというよりは、いわゆる、自治体が積算した労務単価の中で契約するんだから、その範囲、そのベースを基にしたこの最低賃金を決めてくださいなという下支えのための制度ですので、いわゆる賃上げを目指すための条項ではないというのが私の理解なんです。

ですので、そういう意味では賃金条例により賃上げを目指すという表現がそもそも不正確だと私は思っています。

ただ、少なくとも現在の状況と、それから10年前から以降の神奈川県と、それぞれの落札をされる業者の皆さんの双方の努力で、労働者の労働条件も大分上がってきているという実態も賃金実態調査を10年してくださったことからよく見えてきているので、現時点で賃金条項をあえて入れて、そういう意味でのいわゆる最低賃金的な条項を入れた公契約条例を作るということについては、現状、意見が一致していませんし、そこをあえて強調する必要はないということで私自身もこの賃金条項そのものについて、特に議論をしていないということです。このまとめだけだと、まず賃金条例というのが賃上げを目指すためのツールであるかのような誤解を与えてしまうということ、そういうこともありますのでそこは、もうちょっと正確に表現をしたらいいのではないかなというふうに思っております。

小池会長

はい。ありがとうございます。

今のは重要な点ですね。ちょっとこの書き方を工夫することと、今のご意見は意見の概要のところでもね、しっかりと書き込んだほうがいいような気がしますね。おしまいの6ページのところで。

これは阿部委員にお伺いしたいんですけども、賃上げがどんどん進んでも、それは多分、中小、いわゆる下請け企業というところまでは、なかなか波及しないのではないかとわれてますよね。

そういうところでは、逆に今、こちら言われたような下支えをするというところが抜ける可能性もある。そうですね。今お話聞いていておっしゃる通りだなと思う。

阿部委員

全くその通りだと思います。確かにいろんな法改正や品確法なども様々あって、いわゆる相場形成みたいなものまで言及しているところがあるんですけども、確かにおっしゃる通り公契約条例賃金条項付の今まで先行自治体でやってた公契約条例のように、この例えば神奈川なら神奈川のエリアの賃金相場に合った水準の賃金だとか、報酬の支払いの確保という

ところまでは、残念ながら言及されてないということもあるし、賃上げという仕組みとはまたちょっと別で、もっと幅広な、割とセーフティネットのところの考えの方が、確かにふさわしいなと思ったので、また本当に同感です。

やっぱり中小企業の皆さんところへの先ほど申し上げた懸念というのは、もう数ヶ月先にも明らかになってくるデータだと思っていて、もう今年の11月の公取の方から出されている、例えば労務費の価格転嫁に関するガイドラインなんかを見ても、例えば春闘結果みたいなものを、公的な数値として扱って交渉材料として使っていていいですよというふうに言及までされている状況もありますので、そういう意味では、一番価格に転嫁しにくい労務費といったものを、本気でここで転嫁していくっていう状況を、もう発注者受注者双方で、発注の際も元請のところできちっと考えていただくって状況がないと、本当に企業規模間格差というのが大きく生じてきてしまいます。ただでさえ人を確保しなければならないっていうところで、労使双方で真剣に取り組まなきゃいけない状況なんですけど、なかなかそこにしっかりとコミットできないという状況が続くそうなので、何とかそのセーフティネットを確保したいと。

魅力のある産業をしっかりと若い人の世代にも伝えたいという状況については、多分、論のはさむ余地はなかろうと思っていて、そこを形としていきたいっていう気持ちについて、今小島委員おっしゃったような、そのセーフティネットとしての位置付けであったのだといったことは、修文に値するかなと思います。

小池会長

私からも、1点ちょっと気になったのが、この2行目のところ、「都道府県では賃金条例の制定例がないこと」って、すばっと書きちゃってるんだけど、確かこれは前回の10年前の議論のときに出た話だと思うんですけども、要するに基礎自治体レベル、市のレベルでは、幾つか賃金条項などがあるけども、県は広いし、横浜、川崎、相模原、小田原、南足柄では、やっぱりこれ賃金レベルが違うから、県では難しいんじゃないかという話があったような気がするんですよ。

ただ単にないっていうよりも、県ではそもそも賃金条項を持つ公契約条例の制定は難しいという根本的な問題があるんじゃないかなと思うんで、何か単にないだけじゃなくて、そういう実際に作るの難しいということもあるような気がするんです。どうでしたっけ。

小島委員

私はちょっと他の県の個別の名前はちょっと失礼なんですけど、すべてが田舎という表現悪いですが、経済状況突出した、人口集中都市がないというような県もあれば、神奈川のように政令指定都市が幾つもあり、人口も本当に多いところと、それからまたなかなかそうではないところと、というところはやっぱり違うかなとは思っておきまして、そういうところに着目して、神奈川県の場合にはやっぱり非常に地域によって、経済活動とか働く人の状況も大きく異なっているので、そこをどうするのかというのが難しい問題はあるとは思う。

ただ他の都道府県がやっていないからうちもやらないっていうのは気概が少し足りないのではないかと、他がやったら考えましょうという問題でもないかなと。

これだけの県ですから、他の都道府県というより、神奈川県を持っているそういうところ

っていうのはあるかなとは思いますが。

小池会長

さりとてね、賃金条項はなくても、理念条例でも労働環境の確保とかは書いてあるわけですから。

小島委員

あくまでも私、今発言したのは賃金条項の問題だけですし、それから賃金条項にしてもだから神奈川で不可能だと私は個人的には思ってません、思ってませんけれどそこはこの協議会では深められている議論でもないし、意見が一致している段階でもないので、そのところは別にこだわっていない。

小池会長

賃金条例についてという部分はよろしいでしょうか。

だんだん核心に入ってくるんですけど、では次は「理念条例について」というところをお願いします。

阿部委員

理念条例についてというところで、ポイントとなっているところは、めくっていただいた4ページの方に行っちゃうかな。

このところで、中段以降、意見の列举がされてる部分があると思います。「協議会では」というところが特にそういう部分なんですけど、ここでも意見列举されていて、ちょっと先にいっちゃうんですけど、次の括弧のところの、「社会的課題への取り組みについて」といったところで、ここも中段のところで意見の列举があるんですけども、結論から言うと、この理念条例についてという括弧の中の、つまり4ページの上段側の方の意見列举のところの中にも下の方の段で書いてある、鍵括弧でいけば、公契約（公共調達）の管理運営においては、審議会等第三者の目による評価、検証制度が必要と主張させていただいた意見を、こっちの方にも、むしろこちらの方に載せる方が適切なのかなというように思っています。

労側として、賃金条項のない理念型の条例であっても、条例の制定が必要だというふうに主張させていただいてる理由ってというのが、今申し上げたこの審議会の設置の必要性といったところに、強く思いを持っているところでありまして、ですからその旨記載もいただいているのかなと思うんですけども。

非常に限定的に、県としての新たなルールや目標管理だけのために審議会を要するんだということではなくて、私の立場からすれば、公契約に関わる業務に従事をする労働者の皆さんたちの労働条件を含めた労働環境の事後の監視も含めて、必要だというふうに思っていますので、社会的課題の取り組みについてももちろんそうなんでしょうけども、むしろ「理念条例について」というところの、例えばですけど、下から4、5行目ぐらいの「方向性を示すことに意味がある」という鍵括弧閉じの例えば後のところについても、今申し上げた公契約のところでは、審議会の設置が必要だという意見を、加筆していただきたいということを主張させていただきたい。

小池会長

要するに下から5行目にある、「公契約（公共調達）の管理運営においては、審議会等、第三者の目による評価検証制度が必要」というこの部分を、この上のところの「方向性を示す意味がある」の次に入れると。

阿部委員

はい。

小池会長

わかりました。この方が座りがいい気がしますね。

ここは社会的課題のところだから、これはガバナンスの話なので、ガバナンスの観点からもこれからはこういう理念条例があった方がいいよっていう話なんですよ、そこにちゃんと第三者機関、そういう監視の目を作るんだという。

小島委員

今です理念条例についてというところの一番最後のところですね、協議会ではというところで、この意見のまとめというのを拝見すると、理念条例の制定についての積極意見が、理念条例を制定するし、県が県民事業者に貢献を通じて方向性を示すことに意味があるという。阿部委員の今の意見をプラスするとしてもプラスの積極意見が1つ載っていて、それに対して、消極意見として、2024年問題への対応のことと、それから事業事務負担の増加の懸念、そして品確法等々がある中で屋上屋を重ねるという3つが並んでいるんですね。

そうすると、これを知らない人がそのまま読むとですね、積極意見の理念条例を制定することに意味があるというこの意見は、すでにある法令に定められている事項を改めて条例で規定しろと言ってるかのような誤解を与えかねないと思います。これはもともと県がですね、他の公契約条例をすでに制定しているところに、いろいろ実態の紹介をした中の回答で、今、最賃も守られているとかですね、社会保険もちゃんと入ってるようだから、これ以上検討する必要はないというような、そういう回答もあったという中で、そういうことを決めてちゃんと守りなさいなんていうことは、ちょっと屋上屋を重ねて意味がないんじゃないでしょうかという山本委員からのご指摘もあったと思うんですね。

これに関して、私自身もそれを理念条例は目指すものとは考えていません。そういうものは本当に屋上屋を重ねるだけのことで意味がないので、理念条例を制定するのであれば、そういうレベルではなくて、神奈川県として、やっぱりこの契約のための入札制度を含めて、こういうふうにしていくんだということをきちんと指し示すということに意味があると思いますという意見だったという認識なんです。

ですからすでにある法律と同じ条例作ってもしょうがないということは、多分、共通認識なんだと思いますので、理念条例を作るべきという意見に対する消極意見として、ここに載せるというのはちょっと不正確で誤解を与えるというふうに私は思います。

検討されていた理念条例というのは別に、そういう法律上義務づけられたことをちゃんとやりなさいということと並べる条例だったというふうに私は理解してないので。この最後の

このご意見はもう当然の前提ということですから、対立意見としてここに入れる必要はないのではないかとこのように思っています。

入れるのであれば、むしろその前にですね、理念条例を検討するに際しては、こういう意見もあって、すでにある法律のみということではない理念条例が必要なのか、どういう内容なのかということも議論をしたんだという、その経過の中で、指摘をするのであればわかるんですけれども、理念条例の検討に対する意見の中にこれを入れるというのは、私は不正確だというふうに思います。

小池会長

この「品確法等に定められている」、確かにそれはあることあるんですよ。品確法が公共工事だけっていうのもありますし、県がこれまで入札のいろんな改善改革がやってきたっていうのは、多分それを超えていることもやっているわけだから、そういう点では、多分、そういう意味での、こういうことじゃないと思うんです。

小島委員

品確法が直接対象としている工事以外の、県が調達をする様々な例えば請負含めた、そういうことにも、それを広げましょうというのは、いわば、同じことを言ってるわけじゃないわけですから、屋上屋を重ねることにならないわけなんですよ。

ですから、そういう意味で、内容的には同じものをさらに横広に広げるということも、ある意味で、広げるということの意味で、そういう努力をしましょうという理念をきちんと示すかどうかというところは、1つのたたき台になった、検討課題になったとは思っていますね。

小池会長

こういった動きはあくまでも同じようなことを条例で定める必要はない、そういうことですよね。

小島委員

そうですね。だからそこについては、そもそも対立意見の1つとして載せるんじゃないくて、もう前提だったという理解なんです、私は。

小池会長

当たり前のことだと。そういうことなんですけどね。

矢口委員

ちなみに我々のビルメンテナンス業界も厚生労働省から各自治体には品確法の重視というのは出ています。

小島委員

法律上の義務というよりはですね、行政指導的にですよ。

矢口委員

それをちゃんとしっかりやってくださいという形が実は厚生労働省さんから出ていますので、ですから、よく品質というか、それを担保してくれるところじゃないと駄目と、いつも言っているのは、そういうことなのですけど。

小池会長

この部分よろしいでしょうか。

小島委員

ちょっとですね、さかのぼっちゃうかもしれないですけど、県のこれまでの取り組みの中の先ほど解消しているっていうことが改善っていうかかなり改善されたという表現ということだったんですけど、あともう1つ、ここ言おうかなと思っていたのが、請負関係についてですね、ほとんど積算基準が10年前はなかった。ていうかほぼなかったでしたよね、10年前はね。

それがやっぱりこの10年で、この清掃とか警備業務委託については、県の方で努力されて積算基準を定めてくれたことがかなり大きな成果を上げたというのは私、認識したんですけど、逆に言うと、まだまだ請負って様々な業種があつてですね、工事に比べるとそのところは、非常に少ないので、その部分は、これ、何て言ったらいいかなとちょっと思ったんですよ、ちょっとここだけ読むと何かもう、請負関係も何か全部積算基準が、基本、もう決まっていますよみたいに、ちょっと誤解を与えちゃうといけないので。

ちょっとね、まだまだ改善が何割めっていう、大部分なんていうところに行っていないというのが私の認識なんですけど。ちょっと矢口委員の認識と違っててもかもしれませんが。

矢口委員

私どものやつはやっぱり、国から出ている保全基準の中に入ってきているので、そこを準用して、県の方々は積算していただけるようになったということは、清掃も、それから警備も、それは我々の視点で我々の業界については、そういうのをやっていたという形で、おっしゃる通り確かにそれ以外の業務では、そういうある程度大きな指針がないような業務に関しては、当然、まだここまで至らないのだろうなどは思いますよね。

小島委員

本来はそういうものもある程度積算基準をきちんと決められた方が、入札する際にも、見通しが立てやすいっていうところはあるんですか。

矢口委員

当然その中に役務単価というのが出てきていますから、当然そこを準拠して毎年改定がありますから、それに対して上がっていきますよね。基本は毎年上がりますから、そういう部分というところではかなり助かるとは思いますが。

小島委員

そうですか。わかりました。

小池会長

今言われて思ったんですけど、「清掃業務や警備業務委託の積算基準を定めた」と書いてありますが、清掃業務や警備業務委託だけではないという話ですよ。

小島委員

業務委託のいわゆる職種っていうんですかね、業務内容はもうちょっと幅広なんですけど、この10年の間で、清掃業務や警備業務については、定めましたと。それによってその分野については、最低賃金から大分底離れをしてきましたというご報告を第1回でしていただいた。

小池会長

正確に言うと、業務委託のうち、清掃業務や警備業務、そういうことですか。

小島委員

そういうことです。

小池会長

その方が正確ですね。

小島委員

だから「業務委託のうち」という表現が入れば全くその通りですよ。

矢口委員

逆に、県の会計局の方々がそれ以外に、こういうのがあるって言えばそうでしょうし、我々のビルメンテナンス業界から見るとここはやっていただいたなっていう認識です。

小池会長

その場合にはですね、業務委託のうち清掃業務や警備業務委託「等」。官庁文法ですけどね。

調達課長

よろしいでしょうか。

今の委託の部分で、おっしゃる通り清掃と警備については、積算基準を定めさせていただきました。

他にも、委託の種類っていうのは、やっぱりいっぱいあります。その中で、例えば、年1回とか、全所属です、回数少ないのも当然あります。

それについては、見積もり等をとってやったりというやり方をしております。

これでルール化がすべて終わりなのかっていうわけではないと、そういうことだけを補足させていただきます。

小池会長

この書き方は、私が言った「業務委託のうち」と入れても大丈夫ですか。

小島委員

そこは正確だと思います。その方が正確かなと。

第1回は、配布していただいた県のこれまでの取り組みの積算基準等のルール化っていうところで、積算基準に関してこの業務委託関係は、平成28年度に清掃業務委託について作成し、令和4年度に、今度警備についてということですので、一步一步努力をしている途中ですよというご報告だったと理解してますので。

調達課長

一番多いところから順番にやらせていただいているというところですよ。

小池会長

では戻りまして、もう1回、今度は理念条例のところでございますけども、もう少しございますか。

事務局からございますか。この部分について、

調達課長

少し確認させていただいてよろしいでしょうか。先ほど阿部委員の方からは、下の社会的課題の方にあった部分を上に持ってくるというようなご意見がありまして、

あと、小島副会長の方からは、一番下のですね、品確法の部分については、いわゆる共通認識なんで、対立意見のところではなく、ここの例えば枠の外みたいな形で、その部分について共通認識があつて、その他こういう意見があつたと、そういうような形でまとめればよろしいということでしょうか。

小島委員

はいそうです。私は対立意見の1つとして載せるとちょっと誤解を与えてしまうかなと。理念条例の議論の前提としては、こういう認識のもとでそれぞれ委員は意見を発していたという認識です。

調達課長

わかりましたありがとうございます。

小池会長

その通りですね。こういうことを知らないからちゃんとしたもの作ろうよという点では、我々は何かこう、共有はしてきたような気がします。対立はしてないですよ。

小島委員

はい。

小池会長

ちょっとこれは読み手の方に、もう少し丁寧に書いてもいいと思うのは、今のところの、1つ前のところで、条例制定に伴って発生する事務負担が増えることを懸念する。これは両方ともとれるんだけれども、行政も増えるし、受注する業者の方も増えるし、っていうか受注するだけじゃなくて、入札に参加する業者も事務負担が増えるし、そうすると、逆に中小の規模の小さい業者が不利になるという話もありますよね。

小島委員

ここでまとめていただいたご意見は第3回で山本委員からも聞き取りをして、一生懸命いろんな調査に応じているけれども大変だという、実際のこういう企業の意見がありますという、ここの意見をまとめられたものかなと理解していたんですけど。

小池会長

今私申し上げたいのはそこに、例えば規模の小さい事業者にとっては、過度の負担になるとかそういうところまで書いていいのかということ。

山本委員

中小企業の建設業者にはなかなかなじまない。事務量から考えてもね。

小池会長

これさっと書きちゃうとよく分からないところもあるので。

山本委員

4月1日からの残業の上限規制を、我々にとって非常にこのちょうど年度末でうちの社員を見てもですね、これ4月1日になってこれ残業をやらないともうできるのかなっていうの、絶対そういう気がしますよね。

小池会長

ただこれは、第3回るときだったかな、第2回るときだったかもしれませんが、そのもう簡単なチェックリストでもいいんじゃないかっていうね。そんな貸金台帳つくれとかじゃなくて。

阿部委員

さすがにもう今、制定されたり、昨年制定されてる自治体もありますけれども、やっぱり貸金条項があっても、本当にチェックリスト方式の、簡便に、本当にレ点を入れてだけです。

今の東京都の、そのパブリックコメントにかかって昨日まででパブコメが終わったような、条例ではないんですけども、なんかを見ても、結局は踏み込まず、全く浅いところの取り決めだったので、これへの有識者の方たちのコメントみたいなものを聞いていると、もう

そのチェックそのものもいらなくて、宣誓でいいだろうと。

小池会長

誓約書とかね、

阿部委員

そういう最初のときの宣誓があれば前提条件になるんだっていうことで、しっかりと定められたものがあれば、あえてそれを徴収するって必要性ってのは、今はもうないんじゃないかと。

ICTも進んでくるっていう状況もあったので、そのDX化の中で、そういったものをちゃんと確認がいつでも取れるものが将来的に必要なだという意見を付言されたようですけども。

現時点ではもう発注者側も受注者もそこに負荷をかけるっていうのは、多分もう反省点だと思います。

小池会長

ここでくぎを刺しておくことはいいことですよね。

実際見ていると、そのチェックリスト方式とか宣誓だけじゃなくて、そこはそれで簡素化していいんだけど、その代わりにグリーンバンスっていうんですか、苦情の申し立て、それをいかに処理するかという、そういうちゃんと仕組みを作る方向です。

阿部委員

あまりその議論にはならないですけども例えば東京都さんのやつなんかも、結局は、条例ではないですけども制度を作ってそうした委員会を作って、申し出の機会といったものもちゃんと開かれていて、その事務局体制みたいなものをしっかり作られるっていうことになるようなので、5月に始まってくるという状況ですし、少し行方を見守るのも、懸命かなと思うんですけども。

会長おっしゃった通り、様々な申し出をしてくる方がいらっしゃると思うので、業者内だけではなくて、それをちゃんと受けとめていくしっかりとした機関があるっていうのが大事だなと思ったので、今日のこのテーブルの上での協議では、私は審議会等という言い方にしていますけども、仕組みとしてそれが必要だっていう、きちっとしたガバナンス効かせる組織が必要と。

小池会長

そっちをしっかりとやればね、事業者の方の事務量が増えるということはないと思うんですよ。

小島委員

何て言うんですかね、率直に言ってですね、これ、実質2回だけなんですよね。検討して意見交換できた回が。1回目は、この間10年間の取り組みのご報告で、今日はまとめです。ですから、このような問題に関しても、本当にじゃあどうすればクリアできるのか否か

というところは、やっぱりもうちょっと時間をとってきちんと議論ができれば、着地点が見えたかなという気もするんですね。

例えば宣誓でいいんじゃないかというやり方は、必ずセットとしてですね、そこで働く人へのまず周知ですね、それから、働いてる人が、いやその宣誓した中身が守られてないよっていうことをちゃんと伝えられる仕組みというのとセットでないと。ただ単に宣誓して後から確認とか、宣誓の中身も知らないままだと、実際に宣誓を守っている業者さんが、結果として、こっそり宣誓を守ってない業者さんより不利な状況に置かれてしまうので。だから、その辺のところは、本来は、もうちょっと時間を取った中で、こういう工夫をすれば、トータルではプラスになるんじゃないかという議論ができたかもしれないなあと思うので。これは私の感想として最後に発言しようと思ったんですけどやっぱり、この規模のテーマについては今後、県で、もし何か検討するときにはぜひ、そういう、検討時間の確保ということも、議事録に残していただきたいなど、意見としてというふうに思っております。

山本委員

4回目なんであれなんですけど、重ねるごとに、何かこう、先ほどね、大手は5%、中小企業はされてないってことは、我々がやってないっていうふうになってしまうんですけど、我々としてはもう何回も何回もお話してるように、やっぱり地域のやっぱ守り手として、会社を存続させて、能登の地震のときご説明しました何社もつぶれちゃって、それを維持していくためにも、やっぱりみんな賃上げを実はしてるんですよ。

我々の仲間の会社でもね、それでもやっぱりこういう状況の中で、またこの話をね、していくのかなという何かこういう理念条例的にも確かに、その誓約書っていうのもあるけどやっぱり契約をしてる中で、それも入ってますし、そこですよ、誓約書ってやってないだろうみたいなね、そこがちょっと何かこう、協会でも話をしたんですけど、それが我々協会員以外の会社、またその下請けの会社がやってるっていうのを我々はわからないし、それはやっぱり協会員としてはそれは賃上げをしっかりとやろう、安全を守ってこうとそれ一生懸命やっていますんで、県の大体協会が受注していますけど、その中でやっぱりその理念条例としても必要性を僕は感じない。

後程ちょっとまたお話させていただきますけど、途中、共有、意見が一致したっていうところは、僕はどうなのかなっていうところあるんですよ。

なかなか先ほども阿部さんがおっしゃったように、大手と我々中小企業では、副会長がおっしゃった地域格差ももちろんですねそれを一概に同じような形にはなかなか難しいような気がします。

小池会長

それでは、今のところについて、事務局から何かございますか。

調達課長

よろしいでしょうか。今、先ほどお話あったところは条例制定に伴って発生する事務負担が増えることを懸念するという部分のお話だったと思うんですね。

そちらについては、あれですか、今お話あったように事業者さんと、あと中小には結構負

担だよってというようなところの、どこの事務負担が増えるかっていうところをちょっと。書き加えると、そういうような、お話だったでしょうか。

小池会長

要するに、もう少しね、丁寧に書くと、規模の小さな事業者にとっては、過度に事務負担が増えることを懸念するとそういうニュアンスだと思うんですよね。

いやこれでも構わないよっていう。大きな事業者もいると思うんですけども、だから、県がどこを見て仕事するかっていうこともあるんですけども。

山本委員

こういう中小の事業者にとって、そういう過度な負担を強いることになっては困るよという声が大それた。

小池会長

単に事務負担が増えたら嫌だっていうのと違うんじゃないですよ。

山本委員

ほかの厚木市とか、相模原の仲間の話を聞いてると、いわゆるその日々の負担、それでその管理の仕方ももちろんそうですけどその負担がやっぱ非常にこう労働者の負担がね、あるということなんで、

小池会長

いずれは CCUS のように作業日報みたいなものも全部ちょっと入力すれば、それに沿って賃金が支払われ、全部透明化される、みたいなふうになっていくでしょうけれども、なかなかまだそこまでいかないですよ。

山本委員

特に建築関係はどうしたってこういういろんな職種が入り込んでますから、そこはやっぱ難しいみたいですね。

小池会長

そこを全部大企業のように、こう詳細なものだと。

山本委員

それ専門の職員が現場にいるとかね、そういうことじゃないですかね。

小池会長

実際にはそういうご事情があるから、チェックリストにしようとか、そういうふうに簡便な形になってきてはいるという。

で要は、この2つ目の「理念条例について」はこれでよしといたします。もちろん後から

なにかありましたらどうぞ。

県土整備局事業管理部長

よろしいですか。すみません。ちなみに、今の事務負担のところというのは、やはり、業界によってはその中小っていう表現でも、実質、県内の企業さん、中小規模しかいらっしやらない業界なんかにしてみると、そこはちょっとなんでしょうかね、大きいところとの差別化って書きづらいところだと思うので、ちょっと逆に何か書き込んでしまうと逆の誤解を与えかねないのかなという印象もありますので、できればこのままの方がってというような印象はちょっと思ったところなんですけども。

小池会長

でも事務負担が嫌だから、条例は駄目だっていうのは、本意じゃないですよ。

山本委員

そうですね。ただ、やっぱりそういう課題があるよってことですよね。

小池会長

そうそう。クリアしてくださいねっていう。

県土整備局事業管理部長

現実問題この10年間やってきた賃金実態調査なんかも、やっぱり負担が大きいっていう声なんかも寄せられているので、事務負担ってのは本当にばかにならないものだって我々としても受けとめているので、こういった記載でも、多分そもそも委員のご意見なので、冒頭あった条例を作ることによる行政側の負担は誰も多分意識はされてないので、そこはいよいよ読み手の方も多分、誰も感じないんだと思うんですけども、業界によっては本当に先ほど申し上げた規模をなかなか表現することが難しいかと思しますので、このままちょっとご意見のままというふうな形でどうかなというふうに考えてるところなんですけども。

もう1つですね、確認をさせていただきたいんですけども、この理念条例作るにあたって事務局案に対してこれ小池会長の方からですね、少し背景とか、そういったものを記載した方がというような形で、冒頭のところから、結構小池先生の方で作っていただいたというのが、3ページのところですね、頭のところ作っていただいて、こんな背景がございませけれども、この辺りがですねまず協議会としては、そもそもこれまでの3回中で、キーワードが部分部分で出てるんですけども、特に議論とか確認とかってされたわけではないっていうところの中で、報告書の中に、背景としてっていう趣旨だと思うんですけど出てくるという、この扱いそのものについて、小池先生はこういうのがあったらいいんじゃないかというお考えだと思うんですけども、他の委員の皆さんどのように受けとめてらっしゃるのかなっていうのをそもそも確認をしたいなと。

つまり、やっぱり3回の議論のまとめとして作ってるんだけどいきなり最後のまとめになって、いや過去の議事録、資料を見ても、特段これって何かこう確認検証とかもやってないよねというふうにも見えてしまうっていうなところがありますので、そういった扱いを

どうするんだっていうようなところについて、何かお考えがあれば、伺っておきたいなというふうに思ったところなんですけど、いかがでしょうか。

小池会長

この3ページの部分は、前回の協議会で私が1枚紙を出して、それで申し上げたことを少し丁寧に書いたということなんですけど。もし何か皆さん方から違和感とかございましたら、いくらでも直しますので。

小島委員

この部分がですね、評価というよりはこの10年の中での起きた背景事実の部分かなあと、それをまとめたものかなというふうに私は理解しているんですね。

ですので、10年前の協議会のときと比べて、その後の10年でこういう、いろんな法律の制定だとか、社会の動きという事がありましたよという事実ですから、ここについてはそれをめぐってその評価を闘わしたわけではありませんけれども、私としてはあまり違和感はなかったところであります。

阿部委員

私もこの公共調達で社会的な価値が結びつける動きが続いているっていうフレーズって、大変重要だと思っていて、これを今回の中で確認ができてきたというのは大変重要なポイントで、多分ここから先何かの話を進めていくときには、これはプラットフォームになっていかなきゃいけない話なんだという認識でいます。

担い手三法、私たちの言葉でいえば賃金行き渡り対策なんて言い方しますけども、そういったことで、多分国交省もまた新しい法施行も含めて、フェーズがどんどん広がって入ってくる。

それぞれの法改正も広がりを持って対処されてくる状況を考えていくと、かつてのように条例準則が降りてきて、あれ直せ、これ直せとはしないかもしれませんが、10年間の動きがちゃんとあることを認識した上でこの協議がされてきたんだってことを書き残す上では大変重要なフレーズだと思ってますので、全く違和感ないと思います。

小池会長

前回ちょっとだけ申し上げて、少しパラフレーズしたっていうか、丁寧に書いたのは、さっきもちょっと阿部委員からご紹介ありましたけど、東京都の社会的責任調達指針ですね。間もなくできるんじゃないかなと思いますけれども、前回もちょっと東京オリパラの調達と話をしましたけど、国際基準に合わせているわけですよ。

なかなか神奈川県でそういう国際調達の話っていうのはぴんときないかもしれませんが、例えば公共工事の原材料を輸入する場合には、その輸入先でちゃんとそれが認証を経て採取した、例えば木材なのかとか、あるいは現地の先住民の権利を阻害してないかとか、あるいは女性を搾取してないかとか、そういったことが入ってるんですよ。その上で調達をなさいと。

それが東京オリパラのコードになっているし、今度の大阪万博もコードになっているんで

すね、こういったことはこれからますます強くなってくるんだろうと。

例えば、神奈川県内でもですね、例えば公共工事で、私はちょっと林道の工事とか見たことあるんですけども、そうするとその林道工事で法面を整備するじゃないですか。その時に、私は実は県の公共工事の評価委員なんですけども、私たちが申し上げたのは、それまでは安くてしかもうまく早くくっついてくれるような、そういう樹木というか植物を植えていたんですね。外来種なんですよ、輸入ものだったんですね。

だったら、在来種でもって、ちゃんと法面の緑化をなささいというようなことを申し上げたんですね。

やっぱりそういったことはこれからますます多分厳しくなってくるんだろうと。

例えば砂利の採取だったならば、生コン使うのに砂利使うじゃないですか。ちゃんとこれも当然合法的に砂利を採取しているというだけじゃなくて、砂利採取が生物多様性に影響をおよぼしていないとか、あるいはその山砂をとるときには採石場から取ってくるんだけども、ちゃんとそのあと植生の回復をするというのをやってるかどうかとか、そういうところは多分これから求められてくるんですよ。

ですから、そう考えると、これからハードルがだんだんだんだん高くなっていくと。

そんなこともあってね、ちょっとここにこれ余計かもしれないんだけども、入れさせていただいたことがあります。

これについていかがでしょうか。事務局の方。

県土整備局事業管理部長

今の関連で、あと頭の2行については、今ご意見あって法律の制定経緯なんか事実関係なんだろうって背景なんだろうっていうようなとこだからいいんじゃないというお話だったんですけど、頭の2行の部分これは分析になってしまうと思うんですけども、理念条例を定める自治体が増加してきた背景には、これもちょっと増加してきたって、これもなんでしょうね、あくまでも賃金条項付きの条例に対してっていう意味になりますけども、増加した背景には、公共調達取り巻く環境の変化があると思われるっていう記載なんですけれども、ちょっとこれは違和感を感じておりました私どもはこの協議会に向けてですね、やっぱり他の自治体にいろいろと調査をお願いして、ご協力いただいたりっていうところがあるんですけども、設定自治体の中でこういうふうに、公共調達取り巻く環境の変化があるっていうことを前提にですね、理念条例をっていうような、ニュアンスの話っていうのはちょっと捕捉できてないもんですから、ちょっとここについては推測でしかないっていうところでは、必要性があるかどうかというのはちょっと疑問を感じておりますので、その点については、ちょっとまた、再度この報告書を磨くにあたってですね調整をさせていただければなというふうに思っております。

小池会長

個人的にはあってもなくてもいいんですけどこの2行は。いきなり「これまで、わが国の」っていうところからきちちゃっても、別にそれは構わないんですけど。

県土整備局事業管理部長

ちょっとそこはもうまさに他の自治体が、自分たちはそこまでそんな経緯はないと考えてないっていうようなことになってもらいたくないので、もし記載するならば本当にまさに今、小池先生おっしゃったのはこれまでから始めても全然違和感はないのかなど。そんなふうに考えております。

あと、今話し合った東京都の話はちょっとまた次元の違う話なのでこれを記載する必要があるのかっていうところは感じてるところもなくはないんですけども。これはいかがでしょうかね。

小島委員

確かに私がこの協議会第1回を迎える前に、自分でも各自治体の公契約条例あるいは規則を全部落として、見てみたんですけど、その中で目的とかですね、理念とか載ってるところも、いくつかあるわけですけど、確かにここに述べてるような意味での環境を配慮してというようなことがそこに盛り込まれてるような、明文のものはなかったなあとは思いますが。議論の中でそういう議論がされていたところもあるのかなとは思いますが、確かにそういう意味で言うとちょっと、こういうふうに言い切っちゃうってのは少し強めかなっていう感じはしなくもない。

ただこういうことも念頭に置きながら検討する必要があるんじゃないでしょうかという前回の会長の問題提起に関しては、皆さん、なるほどっていう、それは確かにそのことも、考えながら、議論する必要もありますねという、そこまでは皆さん一致したかなとは思いますが。

ただ、その他がどうだったかという背景にこうだっていうところとはちょっとずれてるかもしれないというふうには思いました。

小池会長

切っちゃいますか。最初の2行は。

小島委員

事務局の皆さんの懸念、県の懸念で、社会的課題の提起についてという、こっちの方、県、考えていく1つのあるべき背景ということだとは思いますが。

小池会長

いやもう取りましょう。別に取っても何も影響もないフレーズですから。それと、東京都の部分も削っちゃおうかな。これは結構全国の自治体に波及していくような話だと思ってるんですけど。

小島委員

理念条例についてという議論の中に入れるよりも社会的課題への取り組みについてというところで、東京都ではこういうふうな取組もあってという、これからの検討のための1つその他自治体の動きということで紹介した方が、座りがいいかもしれない。

小池会長

わざわざ「理念条例以外にも」って書いたからね、座りが悪いんですけど確かにね。

小島委員

はい。この理念条例についてという検討の中で東京都の取り組みが俎上にのって、その評価の意見が交わされたというわけではないという認識なので、次の社会的課題の取り組みについての方に入った方が、なんか座りがいい気は確かにしてきましたね。

小池会長

やっぱり皆さんで知恵を出すといいものができます。
東京都は条例作らないで、指針だけでやるんですかね。

阿部委員

東京都が行うすべての調達を対象ってということなので。

小池会長

やはり指針ってガイドラインじゃないですか。親条例がなくて指針だけでやるっていうのは。

小島委員

圧倒的に、抑えてるっていう自信があるんでしょうか。

小池会長

結構中身を見ると、権力的規程というか義務規定も入ってるんですよ。どうされるのか東京都は。

阿部委員

ちょっと経過措置とかは詳しくわからなかったので、不勉強なんですけど、もちろん設けられた上でということになるかと。具体的な措置の内容っていうのは、別途協議っていうふうに書かれていて、すごく幅広なので、ものすごい数が出てくるのかなと思ってます。そういうのだともう少し時間がかかるのか。ちょっとパブリックコメントも昨日終わったばかりでどんな意見が集約されたのかというのもわからないんですけど、5月ぐらいに施行されちゃうとすると、思えば少しその辺も見たいなっていう気持ちも。

小池会長

これは、最後の「意見」の方に移して、ここからは外しましょう。
社会的課題の取り組みの方いきましょうか。よろしいですか事務局の方も。

県土整備局事業管理部長

はい。

小池会長

では「社会的課題への取り組みについて」というところ。

さっき言った公契約、公共調達の管理運営については前に移したということ。ここが1つ変更がありました。よろしいでしょうか。県として新たなルールが必要という点では意見がない。いろいろ内容についてはいろんな意見を時間切れで深められなかった。

これ、ごめんなさい。そのⅢの「意見の概要」のところの一番最後のところに「社会的課題への取り組みについて」があるじゃないですか。これ1つ気になったのは、いやここから前の方に持ってくるのもあるかもしれないなと思って見ていたんですけども、一番最後のところの、これは、山本委員のご意見かな。「発注に際して社会的課題解決に向けた取り組みなど、具体的な条件が増えれば、応札しない事業者が増える可能性がある。」というご意見は。

山本委員

僕言ってないんですけど

小池会長

どうなの。ちょっとこれよくわかんない。

県土整備局事業管理部長

これは矢口委員の発言をもうちょっとこう、書き方をつけていうところなんですね。条件がいろいろあったら、応札しないっていうことだってあるんですよっていうようなご発言があったところを、こういう形で取り入れてるってことです。

そのまま口語体だとちょっとわかりづらいので。

小池会長

応札しないというと、何か拒否をするみたいな意味にもば取れてしまうので。

県土整備局事業管理部長

要は参加しないって話にあまり条件設定があると。

小池会長

参加したくてもできないそういう状況。

矢口委員

僕が言ったのは、確かに金額が下がったときのところで、そんな数字になっちゃったらもう参加してもしょうがないというようなことは言ったような気がしたのですけれども、はっきり言って、下がった予算のままで取っても、適正単価は払えないので、できないっていう形で応札しないとかいう形は、一旦はあると思うのですよね。

小池会長

それはやっぱりあるよね、ペイしないものをね。

山本委員

我々もやっぱり発注時期だとか内容だとか、現場条件なんか見て、やっぱりその不調になって、応札しないっていう案件は、県の仕事は、国も市町村もそうですけど、これはありますよね。

小池会長

それは、でも例えば女性の雇用とか、そういう具体的な条件があるから、うちは参加しないんだという。

山本委員

参加できない、できない。

小池会長

それはなかなか、事業者として言えないんじゃないかと思うんですけど。価格だけでやるみたいな、逆の話になっちゃうんで。多分そういうニュアンスではないと思うんですよ。

だから社会的な価値を入れたら、応札できないから価格だけでやれという、そういう意見ではなかったような気がするんですけどね。

矢口委員

そこまでは言ってないですよ。

県土整備局事業管理部長

第2回ですね、協議会のときの議事録を今見ているんですけども、概略だけ申し上げると、小池会長が、県が発注する事業を通じて、社会的価値の話をしてるんですけど、何を実現するのかというところを、やはり発注者が明確にしなくちゃいけないんじゃないかということも考えていますよというふうに会長がおっしゃる。

それに対して矢口委員が、ただ私なんかよくやるのですがそういった疑問に思うところは逆に手を挙げませんのでと、余りにも我々の会社から見て利益的なものを要は現場の方々も含めて利益的なものがなければ、応札しないってこともしますから、そんな方向です。

小池会長

そうですよ。そういう議論がかみ合っていないですよ。

県土整備局事業管理部長

でも社会的価値についてあまり附帯的なものが増えて、利益があまり出ないというような要するにハードルが上がりすぎてしまうと、それは様子を見ちゃうことがあるよという趣旨の発言なんだろうということだと思っているのでやめちゃったらねそれはなると思ったんですけども、その趣旨のところなんですけどねだからあんまり状況具体的な条件が多くなってし

まうと、そもそも多分お話もあったと思うんですけど、中小のやっぱり規模の小さなところはそもそも応札もできないだろうというお話もありますし、そうじゃないところでも、やっぱり条件設定が余りにも厳しいと応札しないという選択肢もあるんですよってということのご趣旨だと思ったので、あまりやり過ぎちゃうと、そういう弊害も出る可能性もありますよと、こういうことなんだろうなと思って書かしていただいているってことですね。

矢口委員

ちょっとすごく極端論になるのでしょうか。私どもはつけてもらった方がありがたい。

小池会長

確かそういう議論でしたよね。

矢口委員

というのは、余りにも安易に通る業者はそういうこと何もやってないので、少しちゃんとしてほしいというのはあるんですよ。

山本委員

総合評価ですよ。

矢口委員

ですから総合評価なんですよ先ほど言った通り、例えば、障害者の雇用基準を守っていない業者がとか、大体そういうところ云々で書いてあって我々はそういうところも守るための金額で、どうしても入札したいってあるけど、そういうところも一切守ってないことだったら全然安くできますよねってところで、我々は、うちの会社的な要素でいくと、あえて条件厳しい方が逆にいいですよ、変な業者入ってこないの。

ただ、先ほど言った通り、確かにそれができない業者もあるというのも事実です。それは先ほど不適格な業者でできないっていうのと、やはり企業規模が小さくて、なかなかそこまで持っていけないっていうのと両者はあります。ですから、我々が常にイメージしているというのは、例えば、神奈川県さんでもAランクBランクCランクとランクで分かれていて、BとかCに対してはそこまでは要求しないけどAは要求して欲しいとか、いろんな部分は常にありますよね。

やはりそれなりのAランクの案件が、A、Bが入れてっていう形ですけども、逆に我々Aランク業者はCランク入れませんがその部分に対して云々とは言っているつもりは全くないけど、逆にそのぐらいの金額が高いけども、先ほど言った安易な落札される業者の歯止めはして欲しいっていう方が逆にあるので、ですから、総合評価っていう話をしてははずなんですよ。

それは総合評価というのは、いろんなこともちゃんと社会的貢献もしながらやっていて、そういう業者がやっぱりきちっとした、的確な値段でしっかり落札をさせて欲しいという要望。公契約を進めていただきたいというような形を、総合評価方式を進めていただきたいと言ったつもりではあります。

小池会長

一番最後の7ページの下から2番目が、これが正しいというか、一番矢口さんがおっしゃりたいことですよ。

矢口委員

はい。

小池会長

品質の高い業者が選ばれるように、価格ではなく技術でも評価する総合評価方式入札が必要。

矢口委員

ですから確かに案件の規模によっては当然、初めたばかりの業者さんが入りやすい内容の条件でも、僕は全然いいと思ってるんですよ。でも、それなりに大規模になってきて、ましてや我々の仕事っていうのは年間契約ですので、ましてや公示されていますから、先ほど言った賃金は上がっている。安易な業者が入れてくれば、昨年より安く入れれば落札できちゃいますから簡単に。

ですから、単なる価格ありきではないですよ。って言い方するのはそういうことなんですけれども。確かに先ほども言った通り、前より低入札っていうのがなくなってきていますけれども、でもやっぱり先ほど言った通り部分的には認められるので。

我々の業界は、前もお話したと思うのですが。僕が協会に関わった30年前は8、9割の事業者が、公の仕事をやっていた気がするのですが、今、1割も満たない業者ですので、公契約に関して我々の業界が代表する業界かっていうその微妙ですよ、きっと。

ですから、そういうことも含めて、やっぱり、何とかやっぱり、適切な業者がしっかりできる制度がないものかっていうところで、ですから出口をしっかりやって欲しいって言っているのもそういう意味なんですよ。

いくら先ほど誓約書で云々と言いましたけど誓約書を書いてあって守らない業者が誓約書を書いたら何の意味もないですから。

ですからそれを解消するためには出口ですよ。って言っているのはそういうことなんですよ。

小池会長

どうですかね、この一番下7ページからこっちに4ページに持ってくるものは特にないですかね。今ちょうど1つ抜けちゃったから。

私は重複しているかもしれないんだけど、この4ページのところの、真面目な事業者が報われるよう、入札制度を見直して欲しいというのは、この7ページのところに書かれている、このそれから、二つ目の役務の提供は、品質の高い事業者が選ばれるようこれをそのまま持ってきちゃってもいいんじゃないかなと思って、具体的だから。言ってることはほぼ重なっていると思うんですけど。事務局、検討いただきますか。

では社会的課題のところはよろしいですか。では、最後、いよいよまとめのところ、終わりになります。

これはですね。議事録を基にした案というのが事務局案でありまして、私がちょっと物足りないなと思って、「新しい公共調達案」というものを書いたところでもあります。

これはもう皆さん方のご意見を伺って、いかようにでも直したいと思しますので、どうぞ事務局案がいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、忌憚のないご意見をいただければと思います。

小島委員

私はこの議事録を基にするか、新しい公共調達を基にするか、どちらであるにせよ、まとめるのであればぜひこれは入れていただきたいということがありまして。それは10年前の協議会のまとめに関してですね、このときには報告の中でこういう議論をしてきましたということで、最後に今後の方向という項目があって、今後、県としてはいわゆる公契約条例の制定については意見の一致を見なかったけれども、県としては今後こういう方向で検討すべきだということで4つ指摘されてるんですね。

1つが、労働者の賃金の原資を確保するため、最低制限価格率等、入札契約制度の見直しの検討が必要。

2として、一般業務委託について、適正な価格での契約を促進するため、仕様の適正化、積算基準、設計単価のルール化の検討が必要。

そして3番目に、公契約条例の必要性の検証を進めるため、賃金実態調査の継続、データの蓄積が必要で、4番目として、条例の効果や課題を検証するため、公契約条例制定自治体の運用状況調査の継続が必要。

この4つの今後の課題の指摘があって、県としてはですね、これに沿って10年間、それぞれ入札制度の見直し等を含めた様々な努力をされて、これがこの第1回で報告されたような、例えば業務請負でも、清掃とか警備に関して積算基準が定められるとか、いくつかの成果、そして、この賃金実態調査の結果を見ると、それが効果を発揮しているということもわかったわけですね。

そうであるならばですね、今回のこの検討会で検討した結果として、いわゆる理念条例あれ、公契約条例作るというかどうかということについては、今までまとめられたように、まだ意見の一致を見ていないわけですけど、やはり今後ですね、県としては、こういう点をすべしという提言は必要かなというふうに私思ってます、これはですね、おそらくこの場でお話しても、皆さん、大方、一致を得られるんじゃないかと思うのはですね、1つ目は前回の1に相当する入札制度の改正なんですけれども、これについては、前は労働者の賃金の原資を確保するためというのが最初に入っていたんですね。それもありますけれども、やっぱりきちんと課題に取り組んでいる業者の方々が報われるということがとても大事だという議論がこの間されてきているわけですので、私としては例えばですけど、適切な発注価格を維持するため、引き続き入札契約制度の見直しの検討が必要ということが、1つ目にこの検討会としては、提言する中身ではないか。

2番目、一般業務委託の件ですけどこれもですね、この間努力をされてきていたわけですがやっぱりまだ道半ばというところもあるかなあとというふうに私は思っていますので、一般

業務委託について、適正な価格での契約を一層推進するため、引き続き仕様の適正化、積算基準、設計単価のルール化の検討が必要ということが2番目。

3番目にですね、これは公契約条例の必要性の検証を進めるため、賃金実態調査の継続データの蓄積が必要ということも前回提言されてるんですけど、まさに2024年問題でですね、特に時間外手当の支給だとか、休日の問題だとかですね、そういう、例えば建設の現場でも非常に大きな、これから変化を迎えることになろうかと思えますし、請負の現場でもやっぱりこれからの高齢化の進展を含めて様々な問題が生じてくると思えますので、やっぱり1、2の引き続きの入札制度の見直しとか、業務委託の改善の努力の提言とともにそれが一体どういうふう、働く人の現場のところにも反映されているのかいないのかというのは、やっぱりこの賃金実態調査データの継続というのはどうしても必要だろうと思うんですね。

ですので、3番目についてもですね、これはほとんど一緒ですけど、公契約条例の必要性の検証を進めるため、引き続き賃金実態調査の継続、データの蓄積が必要と。

この3つについてはやっぱりこの協議会のまとめ、一致した意見としてですね、県の方に提言をすべきではないかと。

最後の、他の条例の運用状況調査というのは、もう、この10年の間で大分広がり、その検討結果も今回出していただいていますから、これをもう一度提言するというのは、山本委員の言葉じゃないですけど屋上屋を重ねるような提言になるのでこれいらないかなというふうに思うので、入札制度の引き続きの改善、それから一般入札業務委託についても、一層のこれまでの努力の継続、そして、それらが現場でどのような効果を発揮しているのかという点の検証のためにも、賃金実態調査データ蓄積等を続けると、この3つはですね、ぜひこの協議会で提言をすべきだと私は思います。

議事録を基にした一番最後のところ、引き続き、入札制度の改善に不断に取り組む、これは、ご指摘の案で出していただいているんですけど、そのあとは、各業界の抱える問題への対応の結果影響が明らかになった段階でということなんですけど、一体明らかになったかどうかというのは、どうやってわかるのか。

というのも、考えると、入札制度の改善だとか、業務委託に関する積算基準等の改善をした結果、賃金実態どうなってるのか、受注状況どうなってるのか、落札業者さんの規模がどうで、応札しなかった方が増えてるのかどうかとかですね、そういうベースのデータは、これ県の事務負担というのは引き続きかかるし、その調査に応じる企業の方の負担もどうしてもかかってしまうんですけど、これはやらないと、見直しが必要になった事態になったかどうか、なかなか把握できないと思えますので、私の意見としてこの3つは、この協議会でせめて提言すべきではないかというふうに思います。

小池会長

賃金実態調査は事業者がやるんじゃなくて、行政がやるんですよ。

小島委員

行政がやるんですけど、ただどうしてもその調査をするときに、その入札した、落札した業者さんに協力をお願いせざるをえないもんですから、そういう意味での若干の負担がかかるんですけどやっぱり、この大切さを考えると、そこはやっぱり甘受していただいてという

ことで引き続きこの3つの提言は続けていただきたいなと私は思います。

小池会長

今の小島委員のご意見に対していかがでしょうか。

山本委員

ストーンと私は落ちていきましたよ。ただもうこれ最後の話でいいんですか。

小池会長

そうですね。今のは小島委員の議事録の終わりの部分ですよ。終わりの部分で今言った3点をここにしっかりと書くべきだということなんですね。

小島委員

新しい公共調達案を採用するとしても、どちらであってもという。

山本委員

今建設業界の話もちよっと出てきましたけど、まさしくこの4月1日からがどうなるかというか、実は本当に不透明になってますので、やっぱり公共工事もこれからそんなに多く右肩上がりにはなりませんから、その他にいかん生きていくかっていうことだと思っんですけど、私がお願いしたいのは最初の方にも話したんですけど、やっぱり神奈川県の入札契約制度というのは、僕は全国で一番だと思っんですけども、だからこそ、このことに関して、他県がどうだとか、東京都がどうだからという、これらは参考までにしてね、神奈川独自のものをやはり作っていくべきだというふうに思っんですけども。

先ほどお話ありましたように、3つの政令市があったり、私の住む清川村があったりですね、非常に千差万別いろんな格差があったり、業者もそうなんですけども横浜と厚木、小田原の業者でも、もう全然格差がありますから、神奈川県独自というものをもっと念頭に置いていただいて、全国のリーダーになるような、見本となるような入札契約制度を、公契約もそうなんですけども、それをできたら目指して行って欲しいなというふうに思います。

小池会長

結構事務局には、荷が重いかもしれない。

私は、この「新しい公共調達案」というところで書いた一番大きい話はですね、この前の公契約に関する協議会的时候、賃金条項が柱でしたから、そういうときにやっぱり発注者と受注者という、どちらかというとか何か対立関係みたいなものがあるって、その中で、受注者がいじめられているというようなね、言い方変ですけども、これでこんなところまでやらせるか、みたいな、そういうところがあった気がするんですよ。

でも時代はもう明らかに変わっていて、もう受注者・発注者というのは対等で、お互いにまさに公共の利益というか、持続可能な神奈川県のためにやっぱりお互い努力していくと。そういう中で、発注者である行政には社会的責任があって、公共調達で貴重な県民の税金を使うのならば、それが神奈川県民にとって豊かになるし、その事業を請負う業者にとっても、

そういう成果をもたらすような、そういうものを作っていくべきだろうと。

そういうとき、公共調達でも公契約でもいいですけども、その時の話というのは、やはり労働者の基本的人権の尊重や適正な労働環境の確保とともに、活力ある地域社会の形成や持続可能な社会の実現に寄与する事業者を支援、あるいは育成を図る。そして、それを通じて現在及び将来の県民の福利の向上を図る。そういうような姿勢といいますか、方向性を示すべきじゃないかと。

やはり私は地域の事業者というのは、やはりこれは一種の公共財という言い過ぎですけども、やっぱり大切な資源だから、これを守り育てるということ、やっぱりちゃんと行政の方針というか姿勢として打ち出すべきではないかなと思うんですよね。

そうしないと、価格だけで今までやってきたっていうのは、結局地元の業者に発注するのは細切れにした小さな事業だけであって、それは決して地元の雇用とかあるいは人材育成とかに直接貢献するものではないですよ。

だとしたら、まさにその地域貢献といいますか、それを公共調達でも公契約でもいいんですけども、それを通じてやるんだという、そういう時代になってきているのかなと。そのことをね、ちょっと書きたくて。その時には、まさに2024年問題で人手不足と言われますけれども、あるいは従業員の、最近はリスクリングって言いますが、スキルアップなど、担い手となる事業者が直面する問題を解決するために行政が積極的に施策をやっぱり講じなければいけないんだと。その時にはやっぱりこう、発注者と受注者という2者関係だけじゃなくて、広く県民も入ったガバナンスが大事だと。

そうしないと、本当にそのアウトカムといいますか、出口とか、あるいは成果ですけども、それがわからないじゃないかというところで、そのガバナンスみたいなことも大事であるということは、最後に一言、次のステップに行くためには、書き記してもいいかなと思って、皆さん方ご了解いただければ、こういったことを書き残しても、いいのかなと思った次第です。

今日ずっと話をしていると、建設業界も、それからビルメンテナンス業界も、やはりいいサービスをしたいと。県のそういう公共サービスで貢献したいというお気持ちはもう山ほどあって、行政の方もそれに対して応えているかっていうと、いろいろ入札制度は工夫はしてきているかもしれないけれども、本当に本気になって、地場の中小企業を支えるためのいろんな施策を積極的に打っているかという、どうかなみたいな。

山本委員

それはないじゃないですかね、必ずやっぱり同じね、対同じ目線で、台風だとか何かのときは非常に職員さんも出張ってきますしね。それはあると思いますよ。別にいじめられてるとかっていう意識は全然ありませんけど。

小池会長

もう少し人材育成なんかね、積極的に取り組んでいいだろうし、CCUSとかね、ああいう先端のそういう、あれはITなのかわかんないけども、導入に対してね、もっと積極的に支援するとか、そういうことがないと、やっぱり地域の小さな業者っていうのは勝てないっていうか、生き残れないですよ。

山本委員

ただその協会としての立場、会社の社長の立場の時とは違ってですね、先ほど総合評価方式ってお話あったじゃないですか。私としてはやっぱり総合評価方式にさせていただいた方がいいと思うんですけど、なかなかもう今、くじ引きでね、10者のくじ引き15者のくじ引きで決まるんで、先が見通せないような感じになってますけどね。それはもう、誰もが納得する入札契約制度というのはもうこれ絶対あり得ないと思いますけどね。

小池会長

入札を通じて地域の事業者を育てるみたいなね。だからそういう視点というのはしっかりと打ち出した方がいいと思うんですよ。そうしないとね、悪い業者が取っていつちゃうみたいな話ですもんね。

矢口委員

ですから、社会貢献というものをもちろん大事ですけど、やっぱり働いていただいている労働者を守るっていう観点からも、しっかりとした数字でいかなきゃいけないというのは常にありますので。

小池会長

それは阿部委員がずっとおっしゃっていることですよね。

阿部委員

2つ案が並んでたので、先に選ぶのかどうか、

小池会長

いや選ばなくてもいいんですけど。

阿部委員

新しい公共調達の案の方、拝見させていただいたときに、本当にこれから先議論していくべき必要な論点が、ここには全部入ってると思っていて、これが基礎的な考えになってきていいんだろうというふうに思ってます、まず答えとしては。

この中に、確信されているよりハードルの高い課題への対応といったフレーズのところの中で、業界というところに私たちの労働団体が入ってるかどうか別としてですけども、少し具体的な話も混ざっちゃうんですけど、例えばやっぱり先ほどから繰り返してる通り労務費が価格に本当に、請負の金額に転嫁される、それが本当にスムーズに行われていくのか。労働者への通知も、契約の期間中、例えばですけど今賃金相場で4月からの、月例給で働いてる方たちも春闘みたいなことがあって、時間給アップも公表されてきて、それがどんどん7月ぐらいまでかけて広がっていくと、数ヶ月先には何らかの見直しが必要なぐらいな高い水準というか数字が出てきてしまうんですね。

で、本当に公正取引委員会が書いたことを遵守してやっていこうと思えば、今たまたま3

月で、価格交渉促進月間が3月と9月にあるんですけども、もう、その月間を取り払って、通年の中で業務費の価格転嫁が可能な交渉のタイミングというのを見つけて、適正な水準、ものさしとなるべき価格というものがあれば、それをすぐに活用して積極的に交渉するよう、受注者だけでなく発注者側にもルールが出されていますので、本当にそういった転嫁されにくかった労務費が、ちゃんと転嫁されるはずですよ。

もしかすると、それを一般的な神奈川県民の目線に立ったときに、何ゆえに当初締結をしたこの請負金額が、最終的な出口になってきて完成検査を迎える前にはこんなに高くなっているんですかと思うかもしれない。

それは、例えば、労務費の転嫁といったものについて示していったら、官公需の契約っていうのは極めて透明性高く、納得される水準といったものを示していくって責務も、私は民間の契約が悪いということは全くないですけども、やっぱり官公需が持つてる責任、社会的役割を発揮をしていくってことになっていけば、そうしたことも肩に乗せた上で、やっぱり官公庁の契約ってされていったら欲しいと思うんですね。

そうしたところが突破口になっていかないと、理由が何であれ工期の延長なんてとんでもないみたいな感じの工程管理の中でバツと進んでくると、だんだんやっぱり無理が生じるし、そこに働き方の凝縮が出てきてしまうので、それは無理のない形で進めていったら欲しいというふうに思ってます。

まず官公需の世界のところからそれを発信されていく、工期も含めて、しっかりとした労働者保護の視点に立ったところが入ってくる、これが例えば「ハードルの高い課題」の1つの中に入ってくると、私たちの立場からすると非常にありがたいと思っておりますので、今のこの新しい公共調達案をこの形のまま残していただいて、できればそうしたことも含まれている、議事の中にはそうしたことを労側はちゃんと発信をして、できればその協議の中で、県全体で受けとめていただいているという認識に立っているんだってことを残しておいていただきたいという思いです。

ですから事務局の議事録を基にした案というのが事務局の方からのご提案の要点なんだということであれば、否定をするものではないですけども、少なくとも先ほど小島委員からもありましたけれども、明らかになった段階ってどこなんですとか、あり方について検討することが必要だということが明記するのであれば、それは開催の時期を示していったら、どういった事情があれば再開をするんだという条件提示がなされたりが、この4回繰り返してきたこの協議の結果のアウトプットの大事なところだと思います。なので、その条件を書かれてない状況のまままとめると、10年間蓄積してきていただいた様々な調査みたいなものが、一番大事なこの大きな転換期を迎えているのに、この2024年でストップをするという大変もったいないことになるなっていう、率直な感想として持っていますので、大変なご努力いただくことになると思うんですけども、転換点であるからこそやっぱり統計的データって大事だと思っておりますし、神奈川県としてそのデータを保持するというのは、今後の協議の上において大変重要なものと思っておりますので、どう扱おうとするのかってことを書いて欲しい。

小池会長

小島委員が言われた、賃金実態調査をしっかりとやるっていうのは、単に現状を把握するだけ

じゃなくて、どれだけ危機が深刻かと、その危機の深刻さがどういう、例えば業種とか、どのような地域とかに現れているのかということをはっきりと客観的なデータ等も必要ですよ。

小島委員

これは私の最終的な意見としてはですね、議事録を基にした案と新しい公共調達の案のどっち取るかっていう話じゃないなのは私の印象なんです。というのは、この新しい公共調達の案に関しては、第3回の協議会で、会長がレジュメというか表を示して、説明して下さった内容そのものに何か、委員がですね異論があるわけではないけれど、さてそれをいわゆる公契約条例、あるいは、規則でもいいんですけど、そういうものとして制定するかどうかっていうレベルのところはまだ議論は行ってないわけですよ。

なので、この新しい公共調達の案に関してはですね、私、最後の2行を削って、そのまま議事録を基にした案の一番上に持ってきても、別に問題はないだろうと思うんですよ。要はこの新しい公共調達の案の大きく言うところのことなんだということがまずあります。

けども、そういうことをベースにするにせよ、公契約における社会的課題をどういうふうに、こういう問題を解決するのかという具体的な議論としては、様々な議論があったんだと。まだまとまるには至ってないというこの議事録を基にした案に僕はなってくんだろうと思うんですけどね。

その上で、けども影響が明らかになった時点で、みたいな格好だけで終わっちゃうと、なんかもうここでピリオドを打っておしまいですかみたいなことにもなりかねない。私としては、今まで行ってきた入札制度の改善とか、請負に関するルール化の検討というものをさらに今後、引き続き努力をしてください、そして、その影響がどのようになったかということ把握するためにも、賃金実態調査等も引き続き継続して、いざ鎌倉っていうときが来るのかどうかっていうのをデータがなきゃわからないことだからというものとして、最後、これからに向けてのこの協議会の提言として収めると、座りがいいんじゃないかなというのが私の意見です。

小池会長

ちょっと確認しますが、でも、「新しい公共調達の案」というところの「今次の」から、「よりハードル高い課題対応も求められることになる」という部分を最初に持っていき、そして、この議事録を基にした案の公契約における社会的課題について議論があったが、云々と続いて、このため、のところに先ほど小島委員が言われた3つを入れる。

小島委員

はいそうです。県が行ったことの結果や影響が明らかになった段階でっていうのをそのまま生かすかどうかというのはともかく、生かすとしてもですね、検討することが必要である。そのためにも、県が今後検討すべき課題として次の点を指摘するとしてですね、さっき私が話した入札制度の引き続きの改善努力、それから一般業務委託についても、引き続き仕様の適正化とかルール化の検討、それから将来そういう必要性があるかどうかということも検証する必要があるんだから、引き続き賃金実態調査の継続とかデータの蓄積という前回の提言

の最初の3つをですね、引き続きちょっとやってくださいというのはこの協議会としての提言というふうに収めるのが、一番これまで4回重ねた協議会の委員の一致点としてはですね、いいのではないかなというのが私の意見なんですけどね。

小池会長

どうでしょう。事務局の方では、

山本委員

ちょっとでもまだその議論が深まってないというのが非常に思うんですよね。議論というか、それぞれの立場で話はしてますけども、そこがやっぱりこう、公共調達の社会的責任について認識を共有することができた。もうちょっとこう議論が深まってならいいんですけど、ちょっとまだずれがあるのかなというふうに思うんですよね。

小島委員

このところで、認識を共有することができたとまで言い切っちゃうとちょっと強すぎるというのであれば、本日の協議会では新しい時代の公契約に求められるものとしてこのような意見もなされた。でも、やっぱりそのところがある程度共有できたということが前に来ないと、議事録を基にした案と、綺麗に繋がらないですよね。

小池会長

公契約を通じた社会的課題の解決は、先ほど山本委員がちょっと「公契約」という言葉は、とあったので、これは「入札方式の改善等を」でも別に私は問題ないと思うんですよね。

小島委員

私は、この公契約の必要性の有無、その内容という件と、この中身のまとめとしては、議事録を基にした案での最初の4行はこれでいいのかなと思ってはいるんですね。

ただ、最後の3行のまんまで終わっちゃうと、一体いつ、各業界の抱える問題への対応の結果や影響が明らかになった段階ってのが判断できるんですかということと、この間行ってきた賃金実態調査とかデータの蓄積あってこそ、過去10年については、検証ができ、議論ができたので、それが何かここでピリオドを打たれちゃうというと、今後検証する際にもう1回調査を始めましょうというところからスタートしなければいけないので、やっぱりそこは具体的にきちんと、最後、今後に向けての指摘というのは必要だというのは、どうしても思っているんですけど。

そうですね新しい公共調達のこの文章が私はあんまり違和感なかったもので、前に持ってきてもいいんじゃないですかという意見言いましたけど、このところが一致したとまでは言えないんだとなかなか。

小池会長

議論を共有したぐらいは言えるかもしれない。同じ土俵で議論したということですね。

これ、新しい公共調達の上の2行取っちゃうってね。これはまさにビジョンの話なんだけど

も、新しい時代の云々というこれからの方向性のところは、内容を少し変えるにしても、大体こんな感じのものは盛り込んでおきたいと。

そしたら今度上に戻って公契約、社会的課題背景についての議論があったかっていうか、議論は共有できたぐらいでいいですか。議論は共有したと思うんですよね。でも内容については、多様な意見があると。

方向性自体は、皆さん方、いいと思うんだけど、実際にどうやるかということについては、それはまだここであっても議論は深まらないということは事実だし。

もし私の方が踏み込みすぎていて、ここは全然議論してないよってことであれば、「同時にその際には」っていうところから、「ハードルの高い課題への対応を求められる」というのは、とっちゃって、おしまいの方の意見の方にそれを持っていくというのもあるんですよね。

小島委員

今会長がおっしゃった話を踏まえると最初のその認識を共有することができたまでは削って、新しい時代の方から同時についていうところですね。

ここまでは多分そんなに異論はないんじゃないかと思うんです。さらに踏み込んで言うならばっていう、このところは、まだ公契約を仮に作るとしたときにここをどう解決するかまで踏み込むかどうかという議論にはまだなっていないと思うので、そういう意味で言うと、新しい時代の公契約に求められるものはから同時にの段落ですね、これは人手不足や従業員のスキル、こういう問題についても検討する必要があるよっていうのは、ここはそうですねっていうところですよ、どう解決するか意見はいろいろあるにせよですね。

なので、さらに踏み込んでの3行を意見の方に持っていけば、終わりにの議事録案の前に持ってきてもそんな違和感はないですかね。

小池会長

今、小島委員が言われたことは、前回の報告書の最後のところの、4つのうちの3つについてここに書いて、終わり方なんですけれども、最後締めとしては、そこでおしまいですか。

小島委員

前回、報告書で言うと、今後の方向という最後の段落で、以上のことから言って、今後検討すべき課題として次の点を指摘するということですよ。その最後にこの3つを言って終わりにするかどうかというのはともかくとして、これはやるべきだというのはどっかに指摘すると。そうですね。会長の問題意識を反映するとすれば、将来また公契約条例を検討する際には、この終わりにの冒頭で述べたような公契約条例の、公共調達の果たすべき役割を、主に念頭に置いた議論がなされることを期待するというんでしょうかね。

そういうことをこの検討会としては、問題提起しますよというようなそういう内容かなとちょっと今聞いていて思いましたけど。

どこまで次の検討会の検討内容、その検討会が縛られちゃうかっていう問題ありますから。

小池会長

我々もっと深めたかったけど深められなかったと。この次はぜひ、もっと深めてください

みたいだね、やっぱり言っておきたいなと思います。

小島委員

知事の議会答弁が2月で。ただ、知事選があってという昨年の経過がありましたからスタートが9月になったのはやむを得ないなとは思ってるんですけど、是非十分な検討の機会、お時間を確保していただきたいというような話は本当に思うところなんですけど。

小池会長

私は一番最後のところで「今後の公契約については、こうした論点を考慮し、より専門的な観点から多面的に検討を行うことも必要になるだろう」というふうに書いたんですよ。だから、業界のご意見は伺った、労働界のご意見も伺った、それから法律の方の専門家のご意見も伺った。それで、さらに1歩進めるのなら、もっと専門家を入れて、しっかりとした議論をして欲しいというふうに繋げるのがいいのかな。

これは、事務局の方で、どうやるかわかりませんが、そういうボールを投げられても困るというのであれば。

小島委員

それでしたら、新しい公共調達の新しい時代のという、2行目の途中から、同時にという段落までを最初に持ってきます。

公契約におけるという議論があったがという部分につなげて、このため県は不断に取り組むとともに、検討することが必要である、そのためにも、県は、今後引き続き以下の点を努力するようにして、以下の点を指摘するというので、先ほどの3点述べて、その最後に、この今後の公契約についてはという、新しい公共調達の案の2行をもって来る。そこで締めるというはあるかもしれないなと思いました。なるであろうということですから、別に縛ってるわけじゃないので。

小池会長

これで終わりにしちゃいけないような気がするんですよ。

小島委員

私もそうなんですよね。どういう観点かともかく、まさに、おそらくですね2024年のこの1年をくぐった後の建設の現場も大分変わると思うんですよ。その時に、公共調達、公契約での現場がどうなってるのかっていうのは、やっぱり検討しなければいけない時期は必ず来るんじゃないかと思っているので、今までとおんなじ延長線上での入札制度の改善だけではもう済まないよってこともあり得ると思いますし、不景気もそうだと思いますし、働く現場もどうなってるのかっていうのは、やっぱりそこを把握するっていうことは絶対必要だと思うんですよ。

小池会長

おそらくね、国の方でも、技能実習制度を変えていってどんどん特定技能の職種も増やし

ているじゃない。そうすると、建築現場もそうですけれども、外国人もどんどん入ってくる。ここには、途中で切っちゃったんですけども、今一番人手不足が深刻な分野って医療・介護ですよね。それから神奈川県はもともと弱いんだけど、1次産業もそうですよね。もちろん運輸業もそうですけれども。そういうまさに県のインフラを支える人たちが、もうどんどん人手不足で細くなっていて、ある意味非常に足腰が弱くなって、それをどうするかっていうのはやはり大前提にあるような気がするんですね。その時にやはり、まさに地域の資産という人材を育てる、あるいは事業者を育成するというのが、合わせて出てこない、マーケットに任すだけだとどんどん悪い方に行ってしまう。

阿部委員

労働力不足っていうのはもうその扉が開いてしまってる状態だと思ってるので、おっしゃる通り働き手のリアルの話でいけば例えば女性活躍推進であったり、シニア層のところであったりっていう、新たな層への求職者の発掘っていうのが、これもういろんなセクターがそれぞれに努力してかなきゃいけないって思ってますので、ある意味その新しいその公共調達の姿みたいなものを次に論じるにあたっては、ここに記載があったようなものがちゃんとパッケージであって、できればそこに多様な働き方、担い手みたいなものが、もっと進むような、神奈川県らしさを出せるようなものがあるといいなと思うので、今ずっとこの置きどころを変えてますけど、やっぱり、このままじゃまずいよねっていうのはやっぱり強く発信をした上で、時期まで明言できるかどうかっていう書きぶりだと思うんですけども。

しかるべき時期のときに、小島副会長もおっしゃってましたけど、この2024年、くぐり抜けた後の評価っていうのは絶対に必要なタイミングだと思うので、そう遅くないタイミングのときにつまり調査がそこまで終わればという話だと思うんですが、しかるべきタイミングにそこにちゃんとバトンをつないでいけるような、まとめ方の記述があるといいなと。

多様性が必要になってくる働き方も含めてなんですが、状況にはなると思うので。

小池会長

その中で、公共調達が神奈川県のGDPに占める割合ってよくわからないんですけども、やっぱりかなりのものがあると思うんですよ。幾ら予算的な、いや、想定しているかもしれないんですけども、その時にやっぱり民もそうなんですけども、公共調達という、やっぱりガバメントがリーダーシップを取る部分において、きちんとした道筋を示すということはすごく重要なと思うんです。やっぱり民間部門の規範になるといいますか。

小島委員

ちょっと大分時間がきているので、このまとめとしてはちょっとこんな感じでというご提案を改めてさせていただくと、新しい公共調達の案の最初の2行ですね、認識共有することができたのでとまで言うのはちょっとということなので、新しい時代のという、こういう議論がされて、大きく言えばこのところは大体こういうことはそうだよねということとは議論としてあったかなとは思ってますね。

ただ、さらに踏み込んで言うならばっていうこのところまで一致しているというかということとそこまでは言えないのでこれは意見の方にいれます。

新しい時代の公契約に求められるものとはいうところからこの人手不足や従業員のスキルアップなどいろいろな、そういうものについても検討する必要があるというこのところまでを最初に持ってきて、ただ、さりながら公契約におけるこの社会的な課題の解決についてはまだ議論があって、内容については現時点でこれ以上議論を深めるのは難しいというところにつなげて、このため、県は引き続きこういうことを行うことが必要だということなのですが、私としてはですね、こここのところの修文をどうするかってのは会長に、事務局にお任せしていいかなと思うんですが、そのためにもということで先ほど適切な発注価格を維持するため、引き続き入札契約制度の見直しを進めると。

それから、2として、一般業務委託について適切な価格での契約を一層推進、促進するため、引き続き仕様の適正化、積算基準設計単価のルール化の検討を進めると。

そして3番目として、公契約条例の必要性の検証を押し行うためにも、引き続き、賃金実態調査の継続データの蓄積を行うということが必要であるということを提言して、そして最後に、将来、この公契約条例を具体的にさらに将来検討する際には、この協議会で提示された論点も考慮した、より専門的な観点からの多面的な検討を行うことも必要になると思われるというようなことでまとめるというふうにはいかがかなと思いました。

小池会長

ちょっと確認しますが、でも、「新しい時代の公契約が求められるものは」、から「同時に」の段落までを一番前持ってきて、今回の協議会では、公契約における社会的課題の関係については、議論があったが、その内容については、提案の意見があり云々と、ここまではOK。「このため」のところを修文して、県は引き続き、先ほど言われた入札制度の改善に取り組むと。適切な発注、価格とかを維持するとかですね。

そして2番目として、一般業務委託について、適正な価格というようなことで、3番目として、公契約条例の必要性を検証するため、賃金実態調査などを行ってデータを蓄積する、引き続き行うということですね。

そのあとに、今後、さらに将来、公契約条例について検討するという場合には、こうした論点も考慮し、より専門的な観点から多面的に検討を行うことも必要であろうと。

小島委員

ということで、単純に賃金とか、発注価格とかそこの問題ではない、より広い観点からの検討もこれからの時代は必要になるんじゃないですかということも問題提起して終わるとのことかなと。

小池会長

提起して終わるしかないですよ。いかがでしょうか皆さん。そんな感じで。

山本委員

これまた文書を起こしていただいて。

小池会長

事務局の方へ綺麗に修文してもらってそれを皆さん方にもう一度ご意見を伺ってということとでいいのかしら。事務局ちょっとお伺いしたいんですけどそんな感じになりますか。

小島委員

今私が発言して、会長がまとめていただいた内容、内容的に概ねそれですということであれば、そこで今回の協議会の意見一致ということで、その上でそれを文章としたときに、明らかにその意見一致した意見と違ってるのではないかということが、万一あればそれは指摘できるように。

山本委員

またやりとりして、なるべく全会一致で。はい。もちろんね、してないとまずいと思います。

小池会長

という形で今まとまりつつあるんですけど、事務局としていかがでしょうか。

調達課長

あと、そうですね。とりあえず、どういう形になるかというのをまとめさせていただいて、もう一度、各委員の皆さんに見ていただいて、それで決めということではなく先ほど山本委員からあったように、少し修文するところは修文してというような形でまとめさせていただければと思います。

山本委員

これ年度内でなければまずいんですか報告。県もほら、年度でいろいろと変わるんで、もう時間がないし。

調達課長

ちょっとすぐ来週ぐらいでもう年度が終わってしまうので、年度というよりも、皆さんのご意見を正確に反映させるという方を優先させていただきたいと思います。皆さん各委員のご了解がいただければということで。

小島委員

例えば、裁判でいうと、裁判官3人で話し合って、結論が決まればそこで、もう決定なんですけど、裁判官が異動してしまうと、判決言い渡しは、5月とかになったりするとですね、別にそこで文章が変わるわけじゃなくて、新しくなった裁判官が前に決まった内容を言うということですから、ここで一致したという内容が確認できれば大丈夫だと思います。

小池会長

それでは、事務局の方でこれから修文して、そしてまとめたものをもう一度見ながら確認するというところで終わりたいというふうに思います。

本当皆様方の、この協議会では、本当にざっくばらんといいいますか、本音でいろいろ語っていただいてよかったですと思います。

2024年問題というのは私は入口に過ぎないと思っているんですけども、別に、トランプが大統領になったらどうなるかとかではなく、日本はもうずっとこれから人口減少が続いていくわけですし、それから人口減少というのは、経済が収縮する、労働力不足になるというだけじゃなくて、労賃上がるんですよ、人件費が。それはもうそれはまさにインフレを引き起こしていく。やっぱりこれからの経済の先が全然見えない、そういう中で、最終的に公共のいろんな仕事、サービスというのは全部県民にはね返ってくるわけですよ。

そういう中で、もちろん事業者の方もそうですけれども、県民の中で不幸になる人が出てしまったら困るわけなので、そのために公共調達といいますか公契約はいったい何ができるのかということは重要になりますよね。

やっぱり、私は条例というのは、規範、それは理念条例じゃなくても必ず規範というものがあって、それをいかに実効性を持たせるかというのは、いろいろやり方があると思うんですけども。

そういう点では、新しい理念を示すといいますか、方向性を定めるという意味では大切だと思ってるんですよ。

そういう方向性については、皆さん方は私以上におそらく深刻に考えてらっしゃるんだろうと。

このままでは、みんな共倒れになってしまうみたいな、これ何とかしなくちゃいけないという点では、意見が一致してるんじゃないかなというふうに思います。

ですからこれがこれから先どのような形になっていくのか、それが公共調達改革として進んでいくのか、あるいはまた、神奈川県独自の公契約条例みたいなものができるのか、それはわかりませんが、やっぱりちゃんとした道筋を示して欲しいなと思います。

ちょっと余計な話をすると、さっき公契約というのは、発注者と受注者の関係だと、それを契約で定めるものだという話をしましたけど、もうそういう段階ではないだろうというふうに申しあげました。というのはですね、やはりこれから社会的な課題というのは、行政だけでは解決できないんです。しかも公共調達という、物品とかの購入とか、あるいは事業の発注とかということだけで、社会的な課題が解決できるわけじゃないんですよ。それはまさに地方自治体と民間部門が連携して取り組んでいかないと、社会的な課題の解決どころか、持続可能な社会も実現できないという状況になっているということはもう間違いないと思うんですよ。

そういうことは、逆に言いますと、ごめんなさい会計局の皆さん方は、明治時代の会計法に従って仕事をしているかもしれないけども、もう明らかにフェーズが変わってしまっていて、どうやったら新しい公共、これは前の民主党政権が使った言葉ですけども、その地域社会を作っていくのかということについて、本当に今考えないと、そしていろいろ取り組まないと、どんどんみんな倒れていく、そういう時代だと思うんですよ。

そんなことで、危機感は共有できたというふうに思いますので、これから先、事務局の皆さん方には、これから先どういう道筋をつけていくのかということについて真剣にご議論いただきたいなというふうに思います。

委員の皆さん方も結構コアな話ができたんじゃないかなと個人的には思っています、で

すから、ぜひこの成果を生かしてください。どうも皆さん方ご苦勞様でした。ありがとうございました。